

## 金融商品取引法第 37 条に定める事項の表示

霞ヶ関キャピタル株式会社

### 手数料、報酬その他の対価について

当社は、お客様と締結する金融商品取引契約に基づき、お客様より手数料又は報酬等の対価を申し受けます。手数料又は報酬等の対価の額は、個別の金融商品取引契約に基づき提供される業務の内容に応じて、お客様との協議により個別に決定されます。そのため、予めその金額や計算方法の概要を表示することはできません。

### リスクについて

有価証券に対する投資を行う場合、次のリスクにご留意ください。

- ・不動産信託受益権、匿名組合出資持分等は、値動きのある不動産を裏付けとした金融商品であり、元本が保証されているものではありません。投資による損益はすべてお客様に帰属します。
- ・不動産相場、賃料又は稼働率の変動等により、不動産信託受益権、匿名組合出資持分等の分配金が減少し、若しくは不動産信託受益権、匿名組合出資持分等の価値が棄損して、元本の欠損が生じ、その結果として損失が生じるおそれがあります。
- ・信託又は匿名組合に係る関係者の信用状況の変化に伴い、不動産信託受益権、匿名組合出資持分等に係る分配金が減少し、若しくは不動産信託受益権、匿名組合出資持分等の価値が棄損して、元本の欠損が生じ、その結果として損失が生じるおそれがあります。
- ・不動産信託受益権、匿名組合出資持分等の一部の有価証券については、流通市場が十分に整備されていないために、売却することができない又は不利な条件での売却となるおそれがあります。

商号:霞ヶ関キャピタル株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3178 号

加入協会: 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会